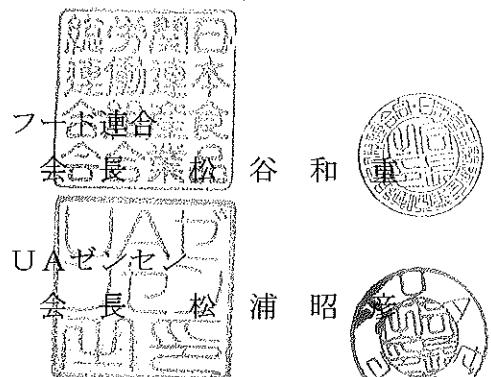


2018年3月13日

中小企業庁
長官 安藤久佳様



公正な取引慣行の実現に向けた要請

貴職におかれましては、生活者の利益確保に向けた日々のご尽力に敬意を表します。

さて、食品関連の労働者を組織するフード連合とUAゼンセンは、2003年から連携して公正な取引慣行の実現に向けた取り組みを行っております。その間、大規模小売業告示（2005年11月1日）の施行、改正独占禁止法（2010年1月1日、課徴金の罰則強化など）の施行により、優越的地位の濫用行為が規制されてきました。また、下請等中小企業の取引条件の改善に向けて、①下請法運用基準の改正、②下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、③下請代金の支払手段についての通達の見直しが行われました（2016年12月14日）。

しかしながら、私たちが共同で実施した「取引慣行に関する実態調査」によると、依然として不公正な取引が行われている実態が浮き彫りになっています。

貴職におかれましては、国民生活を支える流通小売業と食品関連産業の健全な発展と公正な取引慣行の実現に向けてさらに改善が図られるよう、下記項目への特段の配慮をいただきますよう要請いたします。

記

1. 不当な労務提供、押し付け販売、不当な返品、協賛金など、「取引慣行に関する実態調査」で明らかになった優越的地位の濫用行為の事例をふまえ、小売業者などに対して適正な改善を図るよう指導するとともに、法令遵守の徹底を図る。
2. 優越的地位の濫用等の行為に対する告発納入業者および告発者の保護の徹底を図る。
また、告発者に対する報復行為等が行われないように、その周知・指導・監視の強化を行う。
3. 「大規模小売業告示」について、小売業者はもとより納入業者にも現場段階での周知の徹底と指導強化を図る。

以上